

練馬区議会議員(無所属)

# かとうき桜子

## 区政レポート



2023年5月号

(議会報告通号 Vol. 155)

メールマガジン

発行中!

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102  
電話 03-3978-4154 FAX03-3978-4158  
HP <http://www.sakurako-nerima.com/>  
メール sakurako\_happy\_society@yahoo.co.jp



**5期目に当選させていただきました。**

4月23日に執行された練馬区議会議員選挙で、かとうき桜子は5107票をいただき、12位で当選させていただきました。

選挙期間中は、昨年の練馬区長選に挑戦された吉田健一さんも応援に来てくださいました。また、障害のある当事者の方、家族を介護している方など、それぞれの生活の中で社会的課題を感じている多くの区民の皆さんが応援に駆けつけてくださいました。

私は、こうした方々をはじめ、私の活動に期待してくださる区民の皆さんに恥じることのない活動をこれからもしていきたい、と考えながら選挙に臨みました。

2024年度は、国の制度として介護保険、障害福祉、医療計画、女性支援が変わる時期です。また、練馬区でも自殺対策計画の改定、地域福祉計画の改定準備などがあります。

あらゆる福祉制度は、人生の中で何か困りごとがあったら誰もが使えるものですから、本来はもっと誰にも分かりやすいものでなければなりません。でも現状は分野ごとに縦割りで、複雑で分かりづらいのです。私は福祉の専門職として、区民の皆さんにとって使いやすい、より良いしくみになるよう、これからも提案を続けていけたらと考えております。

### 5月30日新しい期の議員の初登庁、6月5日~27日が区議会定例会の予定

区議会議員選挙が行われたのは4月23日でしたが、今までの練馬区議会の任期が終わるのは5月29日と、1か月強の間があきます。5月中は、次の期に向けての会派(区議会の中のグループ)の届を出したり、準備を進めます。

5月30日に、新しいメンバーの議員が初登庁。そして、予定では6月5日から議会が行われる予定です。今まで区議会にいなかった新しい政党の方が入られたりもあって、議会の雰囲気も変わるかもしれません。今後の区政レポートやSNS、ブログなどでご紹介していけたらと考えております。

【今回の選挙での練馬区議会の構成の変化】特に政党所属の議員が大きく変化する結果でした。

政党・団体名	これまでの人数 (2023年5月まで)	これからの人数 (5月30日から)	増減
自民党	17	15	-2 (18名立候補し、現職2名、新人1名が落選)
公明党	11	7	-4 (現職4名が落選)
日本共産党	5	5	0 (6名立候補し、元職1名当選、現職1名落選)
立憲民主党	4	6	+2 (現職4名、新人2名が当選)
生活者ネットワーク	2	2	0 (現職1名引退、現職1名新人1名当選)
都民ファースト	2	3	+1 (現職1名が今回は無所属になり落選、現職1名と新人1名が当選)
国民民主党	1	1	0 (現職1名が当選)
日本維新の会	0	3	+3 (新人2名、元職1名が当選)
れいわ新選組	0	1	+1 (新人1名が当選)
参政党	0	1	+1 (新人1名が当選)
NHK党	1	0	-1 (現職は3月に辞職、新人1名が落選)
オンブズマン	1	0	-1 (引退)
無所属	6	6	0 (現職1名落選、元職1名と現職5名当選)

### かとうき桜子プロフィール

- 1980年生まれ。現在、43歳です。27歳から区議会議員になって、4期目です。(5月末から5期目となります。)
- 桐朋女子という、自由な校風の中学・高校を卒業しました。こどもの頃から猫が好きで、今も3匹の保護猫を飼っています。キジトラ、サバトラ、黒猫。
- 慶応義塾大学文学部では国文学を専攻していましたが、人間関係を調整する仕事に関心を持ち、大学4年の夏休みにホームヘルパー2級の資格を取得しました。
- もっと深く福祉のことを知りたいと、大学卒業後に夜間の上智社会福祉専門学校に入学し、昼間はヘルパーや福祉関係の事務の仕事しながら、2005年に社会福祉士を取得。
- 社会福祉士取得後、NPOで介護の仕事をしたのですが、制度的な課題を感じ、介護保険など制度運用の改善と地域で人の生活をささえるしくみを作りたいと、2007年の区議会議員選挙に初挑戦し、当選しました。
- 議員になってすぐ、区立保育園の民営化問題で当事者が置き去りとなって施策が進められていることに疑問を感じ、立教大学大学院・21世紀社会デザイン研究科にて、民営化問題と市民参加について研究しました。
- 2012年、検診で子宮頸がんが見つかり治療。今は定期検診のみで、落ち着いていますが、この経験を機に、女性の健康や人権についてもっと取り組んでいきたいと考えました。
- 2014年、東日本大震災で被災した地域の応援の活動で知り合った夫と結婚。
- 2017年、手話検定1級取得。
- 2018年、シェアハウスと地域の拠点「ウイズタイムハウス」を大泉学園町4丁目にオープン
- 2020年、介護福祉士を取得。
- ヘルパーや相談員の仕事も続けています。現場の実践を政策に活かすとりくみを今後も続けていきます。



# 選挙の中で見える課題／誰もが参加しやすい選挙の工夫が必要

## 郵便投票の対象範囲が狭すぎる

選挙期間中、こんなお話をお聞きしました。ご家族が末期がんで在宅療養されているという方です。

在宅療養しているご本人は意思表示を明確にできる状態で、投票に行きたいと思っっているのですが、体調が悪いため、投票所まで自分で行くことが困難でした。そこで郵便投票できないかと、ご家族が選挙管理委員会に問い合わせたところ、「対象にならない」と言われたというのです。

実は、郵便投票は、左の表にあるようにとても対象者が狭いのです。例えば、介護が必要な人は要介護5の人しか対象になっていません。でも、要介護3や4でも投票所まで行くのが困難な人はいると思います。がん患者など、病気の人は、体調の急な変化で要介護認定を受けていない人もいます。国は、「人生の最期を住み慣れた地域で送ることができる在宅療養を推進しよう」といっているのに、在宅療養している人は投票できないのは問題です。

また、障害者手帳を持っている人も、郵便投票の対象になるのは身体障害・内部障害のみで、精神障害など対象にならない人も多いのが現状です。そのため、精神障害によって外出が困難なのに郵便投票が認められないのは問題であるとして、当事者が裁判を起したこともあります。

冒頭の末期がんの方のお話を聞いて、私も練馬区選挙管理委員会に連絡し、柔軟な対応をすべきではないかと問われましたが、対象者は公職選挙法と法施行令に定められているため自治体の裁量で

総務省の郵便投票に関するパンフレットより

## 郵便等による不在者投票の対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障害のある方(○印の該当者)又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています(平成16年3月より対象者が拡大されました)。

障害名	障害の程度			備考
	1級	2級	3級	
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	○	手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○	
免疫、肝臓の障害	○	○	○	

  

障害名	障害の程度			備考
	特別項症	第1項症	第2項症	
両下肢、体幹の障害	○	○	○	手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	

山形県酒田市の選挙のサイトに選挙制度の歴史の概要が載っていましたので、ご紹介します。特に赤い囲みをつけたところ(かとうぎが付けました)は、より多くの人が投票に参加するための制度改定の部分です。

## 日本の選挙制度の歴史

年号	出来事	概要	
1874 明治7年	板垣退助ら「民選議院設立建白書」を提出		自由民権運動
1881 明治14年	国会を開設する旨の勅諭		
1889 明治22年	大日本帝国憲法を公布 議院法、衆議院議員選挙法を公布	「満25歳以上、直接間接税15円以上を納める男子」	
1890 明治23年	第1回衆議院議員総選挙の実施		大正デモクラシー 婦人参政権運動
1900 明治33年	衆議院議員選挙法改正 治安警察法の公布	「満25歳以上、直接間接税10円以上を納める男子」 社会主義的な活動禁止	
1919 大正8年	衆議院議員選挙法改正	「満25歳以上、直接間接税3円以上を納める男子」	
1925 大正14年	同(男子普通選挙制成立) 治安維持法の公布	「満25歳以上のすべての男子」	軍部の台頭
1928 昭和3年	第10回衆議院議員総選挙	有権者が人口の20%を超える	
1929 昭和4年	ニューヨークの株式大暴落	世界的経済恐慌	
1941 昭和16年	太平洋戦争勃発		完全普通選挙の実現
1942 昭和17年	第21回衆議院議員総選挙	軍部支持の翼賛政治体制協議会が推薦する候補者が議席の8割を占める	
1945 昭和20年	ポツダム宣言受諾 衆議院議員選挙法改正	女性の参政権を認め、満20歳以上のすべての国民が選挙権を有する「完全な普通選挙」が実現	
1946 昭和21年	日本国憲法の公布 貴族院の廃止		
1950 昭和25年	各選挙法をまとめた「公職選挙法」を公布		
1994 平成6年	公職選挙法改正	衆議院議員選挙に「小選挙区比例代表並立制」を採用(70年ぶりの大改正)	
1996 平成8年	公職選挙法改正後初の衆議院議員総選挙	過去最低の投票率(60.3%)	
1997 平成9年	公職選挙法改正	投票時間の延長等の投票環境向上策	
1998 平成10年	公職選挙法改正	在外選挙制度の創設(比例代表選挙のみ)	
2000 平成12年	公職選挙法改正	衆議院・参議院議員の定数削減	
2001 平成13年	電子投票特例法成立		
2003 平成15年	公職選挙法改正	期日前投票制度の創設、郵便投票対象者の拡大及び代理記載制度の創設	
2006 平成18年	公職選挙法改正	在外選挙の対象を選挙区選挙にも拡大。国外での不在者投票制度の創設	
2013 平成25年	公職選挙法改正	インターネット選挙運動解禁、成年被後見人の選挙権回復、衆議院議員の定数削減	
2015 平成27年	公職選挙法改正	参議院選挙区選出議員の定数削減	
2016 平成28年	公職選挙法改正	共通投票所制度の創設、海洋投票の対象拡大等の投票環境向上策、選挙権年齢が18歳以上に引き下げ	
2017 平成29年	公職選挙法改正	衆議院小選挙区の区割り改定、衆議院比例代表選出議員の定数削減	
2018 平成30年	公職選挙法改正	参議院議員の定数増加、参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送について持込みビデオ方式導入	
2019 平成31年	公職選挙法改正	都道府県又は市の議会の議員の選挙における選挙運動用ビラの頒布解禁	
2020 令和2年	公職選挙法改正	地方議会議員選挙の立候補に係る見直し、町村長選挙及び町村議会議員選挙における選挙公営の拡大、町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布解禁、町村議会議員選挙における供託金制度導入	

また、メンタルの不調のある人から、「今回初めて投票に行ったけれど、立会人や区職員が

だれもが足を運びやすい場づくりも必要では

病院や施設に入っている場合、その病院・施設が投票所として指定を受けていけばそこで投票もできますが、すべての施設が指定を受けているわけではありませんし、投票できる場合でも、あらかじめ手続きが必要なので、例えば「退院して投票に行く予定だったが入院が長引いた」など、急な体調変化への対応はしづらいです。ここも改善すべき課題があります。

病院や施設に入っていれば投票できる場合もあるが、できない場合もある

対象を広げるのは困難、という回答でした。なぜこれだけ規制が厳しいのかというと、不正な投票を防ぐという意味合いが強いようです。戦後に制定された制度では疾病や妊娠なども含め幅広く在宅投票が認められたのですが、多くの不正が発生して1952年に制度廃止。1974年に手続きが厳格化される形で制度が復活した経緯があります。\*

※選挙研究35巻2号(2019年)  
「障害等のある有権者や寝たきりの有権者はどのように投票に参加してきたのか？」大倉沙江 より

にこりとせせずじつとこちらを見ている、ものしい雰囲気、威圧感があって怖かった」との意見をいただきました。初めて投票に行く若い人や、心身に不調のある人が、もっと気軽に投票所に行くことのできる場の工夫も必要です。

## 投票済証を受け取りましたか？

投票に行くと、投票済証というものがもらえるのをご存知でしょうか？ 選挙の啓発の一環として作られているもので、各自治体で工夫をしております。

練馬区では今まで、普通用紙にモノクロのものでしたが、今回から、練馬区のキャラクターのねり丸が描かれている、カラーの可愛いカードになっています。

しかし、この投票済証、投票立会人に「ください」と言わないともらえないので、あること自体に気付かない方も多いのではないのでしょうか。せっかく選挙の啓発のために作っているものなので、皆さんが気軽に受け取ることができるようになります。



今回の投票済証